機構及び事務分掌

令和4年度



目 次

組 織 図 ——— 1 ~ 2

事 務 分 掌 ————— 3 ~14

交通局組織図

交通事業管理者 局 長 三村 庄一 副局長 吉川 雅和 - 総務部長 吉川 雅和 柳下 豊彦 総務課長 副局長兼務 システム推進課長 今井 稔 人事課長 田中 省吾 - 経営管理部長 瀧澤 一也 - 経営管理課長 小林 哲也 - 経営改善担当課長 緒方 昌司 - 資産活用課長 瀬谷 直幹 - 統括安全管理者 村田 守廣 - 安全統括管理者 小島 健治 - 安全管理課長 梅田 浩 安全管理部長兼務 安全教育センター長 榎下 陽一郎 - 高速鉄道本部長 亀本 武伸 営業課長 入江 洋二郎 - 運転課長 小野 聡 - 総合司令所長 山本 一郎 - 駅務管理所長 田口 洋一 上永谷乗務管理所長 三浦 美喜雄 - 新羽乗務管理所長 中野 志帆 — 川和乗務管理所長 矢澤 洋平 - 自動車本部長 本田 聡 - 営業課長 鈴木 秀利 - 観光・貸切担当課長 宮本 薫

路線計画課長	廣野	克則
運輸課長	石渡	春男
車両課長	加藤	裕之
保土ケ谷営業所長	徳増	雄一
	諏訪	千械
	吉田	丈博
	佐藤	博美
本牧営業所長	浅野	正則
港南営業所長	真籠	俊彦
港北営業所長	小尾	文男
鶴見営業所長	明石	秀樹
車両課長	山畑	勝
電気課長	福島	一浩
上永谷保守管理所長	加藤	貴久
新羽保守管理所長	府馬	芳行
川和保守管理所長	木藤	悟
	上杉	知
建築課長	金久	治夫
建設改良課長	鶴岡	正宏
	 運輸課長 車両課長 保土ケ谷営業所長 装間町営業所長 満頭営業所長 海頭営業所長 本牧営業所長 港北営業所長 書へ大田のでのでは、 本ないのでは、 本は、 本ないのでは、 は、 は、<td> 運輸課長 市両課長 加藤 機士ケ谷営業所長 港業分営業所長 港間町営業所長 (所長代行) 本牧営業所長 港南営業所長 港市営業所長 財石 事両課長 事両課長 事両課長 事両課長 事両課長 事両課長 財石 車両課長 事両課長 財府長 財府長 財府馬 本株 上永谷保守管理所長 財和保守管理所長 財和保守管理所長 上水 本株 上水 金久 </td>	 運輸課長 市両課長 加藤 機士ケ谷営業所長 港業分営業所長 港間町営業所長 (所長代行) 本牧営業所長 港南営業所長 港市営業所長 財石 事両課長 事両課長 事両課長 事両課長 事両課長 事両課長 財石 車両課長 事両課長 財府長 財府長 財府馬 本株 上永谷保守管理所長 財和保守管理所長 財和保守管理所長 上水 本株 上水 金久

交通局事務分掌

総務部

総 務 課

- (1) 公印の管守に関すること。
- (2) 行政文書管理に関すること。
- (3) 条例、規則及び規程等に関すること。
- (4) 議会議案その他の重要文書の調整及び審査に関すること。
- (5) 審査請求及び訴訟等の総括に関すること。
- (6) 情報公開に係る連絡調整に関すること。
- (7) 庁中取締りに関すること。
- (8) 特別乗車券に関すること。
- (9) 無体財産権の総合調整に関すること。
- (10) 報道機関等との連絡調整に関すること。
- (11) お客様満足向上の総括に関すること。
- (12) 職務発明に関すること。
- (13) 事務改善に関すること。
- (14) 局全体に関わる施策の調整に関すること。
- (15) 局の戦略的広報の推進に係る企画、総合調整及び実施に関すること。
- (16) 国際貢献に関すること。
- (17) 他の部、課の主管に属しないこと。

システム推進課

- (1) コンピュータ事務の調整及び推進に関すること。
- (2) コンピュータ事務に係るシステムの開発及び管理に関すること(他部署に属するものを除く。)。
- (3) コンピュータを活用した事務改善に関すること。
- (4) 高速鉄道の駅務機器に係る計画、保守、管理及び改修に関すること。
- (5) 高速鉄道の駅務機器の工事の施工管理、工程管理、監督及び検査に関すること。
- (6) コンピュータの利用に関する教育及び指導に関すること。
- (7) コンピュータの維持管理及び運営に関すること。
- (8) 乗合自動車に関するシステムの開発及び管理に関すること(他部署に属するものを除く。)。
- (9) サイバーセキュリティを含む情報セキュリティに関すること。
- (10) システム監査に関すること。

人 事 課

(1) 職員の任免、宣誓、分限、賞罰その他身分に関すること。

- (2) 職員の職階、服務、募集及び配置に関すること。
- (3) 職制に関すること。
- (4) 組織や機構に関すること。
- (5) 職員定数の認定及び管理並びに人事統計資料の作成に関すること。
- (6) 退職手当、退職年金等に関すること。
- (7) 横浜市職員共済組合及び全国健康保険協会との事務連絡に関すること。
- (8) 職員の給与その他労働条件に関すること。
- (9) 団体交渉、労働協約及び職員の苦情処理に関すること。
- (10) 労働組合に関すること。
- (11) 労務に関する調査研究に関すること。
- (12) 職員の給与の支払及び諸控除に関すること。
- (13) 職員の安全、衛生及び健康管理に関すること。
- (14) 職員の福利厚生に関すること。
- (15) 職員の制服に関すること。
- (16) 職員の公傷病及び公務災害補償に関すること。
- (17) 横浜市交通局厚生会に関すること。
- (18) 社会保険に関すること。
- (19) 適性検査に関すること(他の課等の主管に属することを除く。)。
- (20) 業務員に関すること。

経営管理部

経営管理課

- (1) 交通事業の経営の基本計画、方針に関すること。
- (2) 経営改善の基本的施策に関すること。
- (3) 交通事業の経営に係る資料の収集、調査及び分析に関すること。
- (4) 運賃及び料金の上限の設定、変更に関すること(国土交通省地方運輸局長の権限に属することを除く。)。
- (5) 一般財団法人横浜市交通局協力会に関すること。
- (6) 横浜交通開発株式会社に関すること。
- (7) 交通事業の財政計画に関すること。
- (8) 予算及び決算に関すること。
- (9) 企業債に関すること。
- (10) 補助金の総合調整に関すること。
- (11) その他経理に関すること。
- (12) 現金、預金及び有価証券の出納保管に関すること。
- (13) 収入及び支出の審査に関すること。
- (14) 出納取扱機関及び収納取扱機関に関すること。
- (15) 資金の調達及び運用に関すること。
- (16) 局内における会計監査に関すること。

- (17) 工事及び製造の請負契約に関すること(契約第一課及び契約第二課の分掌するものを除く。以下第21号まで同じ。)。
- (18) 物品の購入、修繕、製造、借入れ及び売払い並びに印刷物の製作に係る契約に 関すること。
- (19) 委託契約及び労力の調達の契約に関すること。
- (20) 一般競争入札参加資格審査等委員会に関すること。
- (21) 不用物品の売却処分に関すること。
- (22) 物品の出納及び保管に関すること。
- (23) 資産の棚卸に関すること。
- (24) その他契約及び物品管理に関すること。
- (25) 部内の他の課の主管に属しないこと。

資產活用課

- (1) 資産の有効活用に関すること。
- (2) 高速鉄道の駅構内における営業の契約、店舗等の維持管理に関すること。
- (3) 高速鉄道及び自動車の広告に関すること。
- (4) 資産の管理に関すること。
- (5) 土地、建物等の取得、借入れ及びこれらに伴う補償に関すること。
- (6) 土地の調査、測量及び図面の作成等に関すること。
- (7) 土地及び建物の登記に関すること。
- (8) 土地及び建物の管理並びに処分に関すること。
- (9) 財産台帳に関すること。
- (10) 財産の損害保険に関すること。
- (11) その他公有財産に関すること。

安全管理部

安全管理課

- (1) 危機管理に関すること。
- (2) 事故防止対策の総合調整に関すること。
- (3) 事務事業の監察に関すること。
- (4) 職員の服務、規律に関すること。
- (5) 安全管理マネジメントの総括に関すること。
- (6) 法令遵守に係る総合調整に関すること。
- (7) 運輸安全に係る施策の推進に関すること。
- (8) 部内の他の課の主管に属しないこと。

安全教育センター

(1) 職員の研修に必要な事項の調査及び研究に関すること。

- (2) 職員の研修の総合調整に関すること。
- (3) 職員の研修の企画及び実施に関すること。
- (4) 動力車操縦者の養成に関すること。
- (5) 動力車操縦者の養成に係る適性検査に関すること。
- (6) 職員の安全意識、安全行動に係る教育に関すること。
- (7) その他職員の研修に関すること。

高速鉄道本部

営業課

- (1) 高速鉄道の事業計画に関すること。
- (2) 高速鉄道の運賃及び料金に関すること(経営管理課の分掌するものを除く。)。
- (3) 高速鉄道の事業計画に係る主務官庁の許認可等に関すること。
- (4) 高速鉄道の乗車券の発売及び制作に関すること。
- (5) 高速鉄道の交通調査、運輸統計その他資料の収集、作成、調査及び分析に関すること。
- (6) 高速鉄道事業の価値向上及び市営交通沿線の賑わい創出を目的とした各種団体や商店街等との高速鉄道に係るタイアップ企画や販売促進等に関すること。
- (7) ハマエコカード事業の会員獲得及び利用促進に関すること。
- (8) 部内の他の課の主管に属しないこと。

運 転 課

- (1) 高速鉄道の運転計画及び運行管理の総括に関すること。
- (2) 高速鉄道の運転計画に係る主務官庁の許認可等に関すること。
- (3) 高速鉄道の事故防止の総合対策及び無事故表彰に関すること。
- (4) 高速鉄道の事故の調査、処理、統計及び主務官庁に対する報告に関すること。
- (5) 乗務管理所、総合司令所の現業員の服務規律及び指導並びに教育訓練の総括に 関すること。
- (6) 高速鉄道の安全運行及び乗客サービスの向上に係る調査並びに企画等の総括に関すること。
- (7) 高速鉄道の事故に係る損害賠償及び訴訟の総括に関すること。
- (8) 乗務管理所及び総合司令所に関すること。

総合司令所

- (1) 高速鉄道の運転計画の実施に係る指令に関すること。
- (2) 高速鉄道の運行管理業務に関すること。
- (3) 高速鉄道の電力運用に係る指令に関すること。
- (4) 高速鉄道の電力運用業務に関すること。
- (5) 高速鉄道の使用電力量の記録に関すること。

- (6) 高速鉄道諸設備の監視及び故障時の連絡通報に関すること。
- (7) ずい道内の入出場管理に関すること。
- (8) 異常事態発生時における緊急対応の指令に関すること。
- (9) 司令施設の防火、警備その他安全管理に関すること。
- (10) 所属員の指導及び教育訓練に関すること。
- (11) 所属員の勤怠調査、監察及び服務規律に関すること。
- (12) その他指令業務に関すること。

駅務管理所

- (1) 管区駅の業務の総括及び指導に関すること。
- (2) 高速鉄道の乗車券の制作及び発売の計画に関すること。
- (3) 定期乗車券発売所に関すること(自動車本部営業課の分掌するものを除く。)。
- (4) 高速鉄道の乗車料金の精算の総括に関すること。
- (5) 駅務機器の修理等日常的管理に関すること。
- (6) 高速鉄道の駅施設に係る計画及び管理に関すること。
- (7) 高速鉄道の遺失物に関すること(管区駅の分掌するものを除く。)。
- (8) 高速鉄道の駅務関係事故に係る軽易な損害賠償に関すること。
- (9) 所属員の指導及び教育訓練に関すること。
- (10) 高速鉄道に係る乗客サービス向上の実施、調査及び企画等に関すること。
- (11) 所属員の勤怠調査、監察及び服務規律に関すること。
- (12) 所属員の福利厚生に関すること。
- (13) その他駅務に関すること。

乗務管理所

- (1) 高速鉄道の運転及び乗客の輸送に関すること。
- (2) 高速鉄道内の乗客の案内及び整理に関すること。
- (3) 運転中における高速鉄道の施設、設備の管理及び乗客の安全並びに非常時の応急措置に関すること。
- (4) 高速鉄道の事故の現場処理及び事故報告に関すること。
- (5) 高速鉄道の運転関係事故に係る軽易な損害賠償に関すること。
- (6) 所属員の指導及び教育訓練に関すること。
- (7) 所属員の勤怠調査、監察及び服務規律に関すること。
- (8) 所属員の福利厚生に関すること。
- (9) その他乗務に関すること。

自動車本部

営業課

- (1) 自動車本部営業所の現業員の服務規律の総括に関すること。
- (2) 自動車本部営業所に関すること。

- (3) 自動車の定期乗車券発売所に関すること。
- (4) 自動車の交通調査、運輸統計その他資料の収集、作成、調査及び分析に関すること。
- (5) 自動車の運賃及び料金に関すること(経営管理課の分掌するものを除く。)。
- (6) 自動車の乗車券の発売、制作及び乗車料金の精算の総括に関すること。
- (7) 貸切自動車の運行に伴う複数の営業所間の輸送調整に関すること。
- (8) 観光に係る自動車の企画及び販売促進に関すること。
- (9) 乗車券の企画、宣伝及び販売促進に関すること。
- (10) 自動車事業の価値向上及び市営交通沿線の賑わい創出を目的とした各種団体や 商店街等との自動車に係るタイアップ企画や販売促進等に関すること。
- (11) 部内の他の課の主管に属しないこと。

路線計画課

- (1) 自動車の事業計画に関すること。
- (2) 自動車の経営分析及び増収対策の総括に関すること(営業所の分掌するものに限る。)。
- (3) 自動車の運転計画の総合調整に関すること。
- (4) 自動車の運転計画の実施に伴う営業所との調整に関すること。
- (5) 自動車の事業計画及び運転計画の実施に伴う主務官庁の許認可等に関すること。

運 輸 課

- (1) 自動車の運行管理の総括に関すること。
- (2) 自動車本部営業所の現業員の指導及び教育訓練の総括に関すること。
- (3) 自動車の安全運行及び乗客サービスの向上に係る調査並びに企画等の総括に関すること。
- (4) 自動車の走行環境の改善の推進に関すること。
- (5) 自動車の事故防止の総合対策に関すること。
- (6) 自動車の運転事故の統計及び主務官庁に対する報告に関すること。
- (7) 自動車の損害保険(自動車損害賠償責任保険を除く。)に関すること。
- (8) 自動車の運転事故に係る損害賠償の調整に関すること。

車 両 課

- (1) 自動車車両の調査、計画及び設計に関すること。
- (2) 自動車の車両製造等の工程管理、監督及び検査に関すること。
- (3) 自動車車両に係る主務官庁の許認可等の総括に関すること。
- (4) 自動車車両保守の調査及び計画の総括に関すること。
- (5) 自動車車両の維持改修及び整備の総括に関すること。
- (6) 自動車車両の購入に係る補助金の申請、請求及び報告に関すること。

営業所

(1) 自動車の運転及び乗客の輸送に関すること。

- (2) 自動車の乗車券の発売及び乗車料金の精算に関すること。
- (3) 運輸統計、経営分析、運転計画及び増収対策に関すること。
- (4) 施設の安全管理に関すること。
- (5) 運行管理に関すること。
- (6) 操車に関すること。
- (7) 運転関係事務に関すること。
- (8) 自動車の遺失物に関すること。
- (9) 乗客の案内及び整理に関すること。
- (10) 所管路線上における運転調整に関すること。
- (11) 燃料の取扱いに関すること。
- (12) 所属員の指導及び教育訓練に関すること。
- (13) 所属員の服務規律に関すること。
- (14) 自動車の安全運行及び乗客サービス向上に係る調査、企画及び実施に関すること。
- (15) 所属員の福利厚生に関すること。
- (16) 営業所に係る予算の執行に関すること。
- (17) 自動車の乗車券の委託発売契約に関すること。
- (18) 施設の修繕に関すること。
- (19) 貸切自動車に関すること。
- (20) 運転事故の調査、処理及び事故報告書の作成に関すること。
- (21) 運転事故に係る損害賠償に関すること。
- (22) 運転事故に係る訴訟に関すること。
- (23) 自動車車両に係る主務官庁の許認可等に関すること。
- (24) 自動車車両保守の調査及び計画に関すること。
- (25) 自動車車両の維持改修及び整備に関すること。
- (26) その他営業所に関すること。

技術管理部

車 両 課

- (1) 高速鉄道の車両及び車両検修施設に係る主務官庁の許認可等に関すること。
- (2) 高速鉄道の車両及び車両検修施設に係る監査に関すること。
- (3) 高速鉄道の車両及び車両検修施設に係る技術監理等に関すること。
- (4) 高速鉄道の車両及び車両検修施設に係る技術基準及び積算基準等の整備並びに 指導に関すること。
- (5) 高速鉄道の車両の製作及び改良に関すること。
- (6) 高速鉄道の車両検修施設の建設及び改良に関すること。
- (7) 高速鉄道の車両及び車両検修施設の改修並びに保守に係る計画、設計及び積算 に関すること。
- (8) 高速鉄道の車両及び車両検修施設に係る資料の収集及び統計に関すること。

- (9) 検車区及び検修区に関すること。
- (10) 部内の他の課の主管に属しないこと。

電気課

- (1) 高速鉄道の電力施設、電路施設、信号保安施設及び通信施設並びに自動車事業 の電力施設、電路施設及び通信施設(以下「電気施設等」という。)に係る主務 官庁の許認可等に関すること。
- (2) 電気施設等に係る監査に関すること。
- (3) 電気施設等に係る技術監理等に関すること。
- (4) 電気施設等に係る技術基準及び積算基準等の整備並びに指導に関すること。
- (5) 高速鉄道の電力施設、電路施設、信号保安施設及び通信施設の建設、改良並びに改修に関すること。
- (6) 高速鉄道の電気施設等の保守、管理及び工事の積算に関すること。
- (7) 電気施設等に係る工事の受託及び委託に関すること。
- (8) 受電に関すること。
- (9) 自動車事業の電力施設、電路施設及び通信施設の建設、改良、改修及び管理に 関すること。
- (10) 電気区に関すること。

保守管理所

- (1) 車両基地の管理の総括に関すること。
- (2) 車両基地の防火、警備その他安全管理の総括に関すること。
- (3) 高速鉄道の土木施設、軌道施設(以下「高速鉄道の土木施設等」という。)及び自動車事業の土木施設の管理に関すること。
- (4) 高速鉄道の土木施設等の改良、改修及び保守に係る施工管理、工程管理並びに 監督に関すること。
- (5) 高速鉄道の土木施設等の保守に係る検査に関すること。
- (6) 自動車事業の土木施設の事故及び障害の緊急対応に関すること。
- (7) 高速鉄道の電力施設、電路施設、信号保安施設及び通信施設(以下「高速鉄道の電気施設等」という。)の管理に関すること。
- (8) 高速鉄道の電気施設等の防火、警備その他安全管理に関すること。
- (9) 高速鉄道の電気施設等の改良に係る施工管理、監督及び検査に関すること。
- (10) 高速鉄道の電気施設等の改修及び保守に係る施工管理、工程管理、監督並びに 検査に関すること。
- (11) 自動車事業の電力施設、電路施設及び通信施設(以下「自動車事業の電気施設等」という。)の事故及び障害の緊急対応に関すること。
- (12) 高速鉄道の土木施設等及び自動車事業の土木施設並びに高速鉄道の電気施設等及び自動車事業の電気施設等の事故防止に関すること。
- (13) 高速鉄道の土木施設等及び自動車事業の土木施設並びに高速鉄道の電気施設等及び自動車事業の電気施設等の事故の現場処理及び事故報告に関すること。
- (14) 高速鉄道の土木施設等及び高速鉄道の電気施設等に係る保安監査等に関するこ

と。

- (15) 高速鉄道の車両及び車両検修施設の管理に関すること。
- (16) 高速鉄道の車両及び車両検修施設の防火、警備その他安全管理に関すること。
- (17) 高速鉄道の車両の製作及び改良並びに車両検修施設の改良に係る施工管理、工程管理、監督及び検査に関すること。
- (18) 高速鉄道の車両並びに車両検修施設の改修及び保守に係る施工管理、工程管理、 監督及び検査に関すること。
- (19) 高速鉄道の車両及び車両検修施設に係る事故防止に関すること。
- (20) 高速鉄道の車両及び車両検修施設に係る事故の現場処理及び事故報告に関すること。
- (21) 高速鉄道の車両及び車両検修施設に係る保安監査等に関すること。
- (22) 高速鉄道の建築物及び機械設備(以下「高速鉄道の建築物等」という。)並び に自動車事業の建築物及び機械設備(以下「自動車事業の建築物等」という。) の管理に関すること(新羽保守管理所に限る。以下第27号まで同じ。)。
- (23) 高速鉄道の建築物等及び自動車事業の建築物等の改修及び保守に係る計画、設計、積算、施工管理、工程管理及び監督に関すること。
- (24) 高速鉄道の建築物等及び自動車事業の建築物等の建設及び改良に係る検査に関すること。
- (25) 高速鉄道の建築物等及び自動車事業の建築物等の障害、故障等の緊急対応復旧 に関すること。
- (26) 高速鉄道の建築物等及び自動車事業の建築物等の事故防止に関すること。
- (27) 高速鉄道の建築物等及び自動車事業の建築物等の事故処理及び事故報告に関すること。
- (28) 高速鉄道の建築物等に係る保安監査等に関すること。
- (29) 所属員の指導、教育訓練、安全衛生及び服務規律等の総括に関すること。
- (30) 所属員の勤怠調査、監察及び服務規律に関すること。
- (31) 高速鉄道並びに自動車事業の施設等に係る保安監査等の総括に関すること。
- (32) その他保守管理所に関すること。

工務部

施設課

- (1) 技術管理部及び工務部の所管業務に係る安全管理及びコスト管理の総括に関すること。
- (2) 鉄道事業法に基づく認定鉄道事業者制度に係る事務に関すること。
- (3) 高速鉄道の土木施設及び軌道施設(以下「高速鉄道の土木施設等」という。) 並びに自動車事業の土木施設に係る主務官庁の許認可等に関すること(建設改良 課の分掌するものを除く。)。
- (4) 高速鉄道に係る調査、研究に関すること(建設改良課の分掌するものは除く。)。

- (5) 高速鉄道の土木施設等に係る資料の収集及び統計並びに記録の整理及び保存に 関すること(建設改良課の分掌するものは除く。)。
- (6) 技術管理部及び工務部の所管業務に係る技術監理の総括及び高速鉄道の土木施 設等に係る技術監理に関すること。
- (7) 技術管理部及び工務部の所管業務に係る技術審査、技術研修等に関すること。
- (8) 局の所管工事等に係る監査等の総括に関すること。
- (9) 高速鉄道の土木施設等及び自動車事業の土木施設に係る監査等に関すること。
- (10) 高速鉄道に係る技術基準、積算基準等の総括並びに高速鉄道の土木施設等に係る技術基準、積算基準等の整備及び指導に関すること。
- (11) 高速鉄道の土木施設の改修に係る計画の策定に関すること。
- (12) 高速鉄道 4 号線建設に係る土木工事に伴う沿道家屋等の損害補償に関すること。
- (13) 高速鉄道の軌道施設の改良及び改修に係る計画の策定に関すること。
- (14) 高速鉄道の土木施設の改修及び保守に係る設計、積算、工事並びに検査に関すること。
- (15) 高速鉄道の軌道施設の改良、改修及び保守に係る設計、積算、工事並びに検査 に関すること。
- (16) 高速鉄道の土木施設に近接して施工される建築物等の協議に関すること。
- (17) 自動車事業の土木施設の改修及び保守等に関すること。
- (18) 高速鉄道の土木施設等及び自動車事業の土木施設に係る訴訟に関すること。
- (19) 高速鉄道の土木施設等及び自動車事業の土木施設の事故及び故障の調査並びに その対策に関すること。
- (20) 高速鉄道の建設及び改良に係る補助金の申請、請求及び報告に関すること。
- (21) 技術管理部保守管理所管理係及び施設区に関すること。
- (22) 部内の他の課の主管に属しないこと。

建築課

- (1) 高速鉄道及び自動車事業の建築物並びに機械設備(以下「建築物等」という。) に係る主務官庁の許認可等に関すること。
- (2) 建築物等に係る監査に関すること。
- (3) 建築物等に係る技術監理等に関すること。
- (4) 建築物等に係る技術基準及び積算基準等の整備並びに指導に関すること。
- (5) 建築物等の建設及び改良に係る計画、設計、積算、施工管理、工程管理並びに 監督に関すること。
- (6) 建築物の改修に係る検査に関すること。
- (7) 建築物等に係る工事の受託及び委託に関すること。
- (8) 技術管理部設備区に関すること。

建設改良課

(1) 高速鉄道の建設改良に係る主務官庁の許認可等に関すること(高速鉄道の建設 改良を伴うものに限る。)。

- (2) 高速鉄道の建設改良に係る計画の策定に関すること。
- (3) 高速鉄道の建設改良に係る資料の収集及び統計に関すること。
- (4) 高速鉄道の土木工事の設計及び施工等に係る技術的研究、調査等に関すること。
- (5) 高速鉄道の建設改良に係る計画の策定に伴う関係者との協議・調整に関すること。
- (6) 高速鉄道の建設改良に係る工事の受託及び委託に伴う諸手続に関すること。
- (7) 高速鉄道の受委託工事等に係る設計及び工事の施工に係る関係機関との協議の 総括に関すること。
- (8) 高速鉄道の受委託工事等に係る他の課の主管に属することとの調整等に関すること。
- (9) 高速鉄道の受委託工事等に係る設計及び工事の施工に関すること。
- (10) 高速鉄道の土木施設の改良に係る関係機関との協議に関すること。
- (11) 高速鉄道の土木施設の改良に係る他の課の主管に属することとの調整等に関すること。
- (12) 高速鉄道の土木施設の改良に係る設計及び工事費の積算に関すること。
- (13) 高速鉄道の土木施設の改良に係る工事の実施及び設計変更等に関すること。
- (14) 高速鉄道の土木施設の改良に係る工事の監督及び検査に関すること

契 約 部

契約第一課

- (1) 工事、製造等請負契約に関すること(経営管理課の分掌するものを除く。次号から第8号までにおいて同じ。)。
- (2) 工事、製造等請負契約に係る入札参加資格の設定等に関すること。
- (3) 工事、製造等請負業者の業態調査等に関すること。
- (4) 工事請負等一般競争入札参加資格審査等委員会に関すること。
- (5) 工事、製造等請負の入札・契約事務に係る調整、連絡等に関すること。
- (6) 横浜市入札等監視委員会に関すること。
- (7) 低入札価格調査委員会に関すること。
- (8) 調達契約に係る公告等に関すること。
- (9) 部内の他の課の主管に属しないこと。

契約第二課

- (1) 物品の購入、賃借、売払い及び修繕並びに委託並びに印刷等に係る契約に関すること(経営管理課の分掌するものを除く。次号から第7号までにおいて同じ。)。
- (2) 物品の購入、賃借、売払い及び修繕並びに委託並びに印刷等に係る入札参加資 格の設定等に関すること。
- (3) 物品の購入、賃借、売払い及び修繕並びに委託並びに印刷等に係る業者の業態調査等に関すること。
- (4) 物品供給等一般競争入札参加資格審査等委員会に関すること。

- (5) 物品の購入、賃借、売払い及び修繕並びに委託並びに印刷等の契約に係る検査に関すること。
- (6) 物品の購入、賃借、売払い及び修繕並びに委託並びに印刷等の入札・契約事務 に係る調整、連絡等に関すること。
- (7) 低入札価格調査委員会に関すること。

交 通 局 事 業 概 要 令 和 4 年 度







横浜市交通局経営理念

私たちの決意

私たちは、市民のみなさまの足として、安全・確実・快適な交通サービスを 提供し、お客様にご満足いただけるよう、経営力を高め、持続的な改善に取 り組みます。

- 1 安全意識を高く持ち、安全確保を最優先します。
- 2 お客様の声を大切にします。
- 3 いつも笑顔で、挨拶を励行します。
- 4 公正かつ誠実に行動します。
- 5 常に課題を明らかにし、チャレンジします。

私たちのメッセージ 信頼を心で運ぶ市バス・地下鉄

横浜市交通局安全方針

私たちは、安全な運行の提供がお客様への最大のサービスであること を認識し、どなたにも安心してご利用いただける市営交通をめざしま す。

- 1 安全意識を高く持ち、決められたルールを深く認識し、しっかり守ります。
- 2 安全を維持し向上させていく取組を常に見直し、改善に努めます。
- 3 安全な車両・設備などの提供に努めます。
- 4 日ごろからコミュニケーションを活発にし、安全第一の職場風土を築きます。

目 次

は	じ	め	に																								
第	1	令	和	4 年	F 度	交	通	局	運営	含力	分針	-		•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
第	2	事			業			概			汳	ļ,															
	1	自	į	動	耳	₫.	事		業		•	•		•			•	•		•	•		•	•	•	•	2
	2	高	速	1	鉄	道	<u> </u>	事	業		•	•	• •	•	•		•	•	•	•	•		•	•	•	•	3
第	3	経	営	改	善	ΙΞ	向	け	た	取	組	l		•	•	•		•	•	•	•	•		•	•	•	4
第	4	目	標	達	成	に	向	け	た	施	策	:															
	1	お	客	様	0) 5	安	心	کے	信	東	頁	を	j	重	Š	•		•	•	•	•	•	•	•	•	7
	2	お	客様	にこ	満	足い	たた	ごけ	る交	通机	幾関	と	なる	5 t	<u>-</u> X	に			•	•	•	•	•	• •	•	•	12
	3	Γ	主み	たい)]	「住	み約	売け	たい	\ <u></u>	封、	横	浜を	とす	ええ	.る			•	•	•	•	•		•	•	16
	4	次	の	10	0 年	ミに	つ	な	が	る :	企美	業	を	つ	<	る			•	•	•	•	•		•	•	21
資	料																										
	1	令	和	4	年	度	子	多貨	\$ #	総 :	括	表		•	•	•		•	•	•	•	•		•	•	•	24
	2	経	常扌	員 益	i と	任	意	浦貝	力金	(D	推	移		•	•	•		•	•	•	•	•		•	•	•	26
	3	安全	全重	点加	包策	に存	るる	事情	女件	数0)推	移			•									•	•	•	27

≪はじめに≫

コロナ禍によって社会全体が急速に変化し、私たちの日常は移動を伴わなくても生活や社会活動を成り立たせることが可能となりました。こうした「新しい日常」の定着によって市営交通は厳しい経営状況に直面しているうえに、少子高齢化・人口減少社会の到来など、事業環境の変化は今後も続くことが見込まれます。

このような状況の中でも、「市民のみなさまの足」として、お客様に安全で確実な輸送サービスを安定的に提供し続けるため、「新しい日常」に自らを適応させていくことができる市営交通への転換を目指します。

交通事業者として「安全で確実な運行の維持」を事業運営の中心に据え、バス事業では、乗 務員や整備員の教育を通じて、安全のための運転・整備技術の向上を図ります。

地下鉄事業においても、開業から50年が経過し、老朽化した施設・設備の更新や補修などを計画的に実施するほか、導入から29年が経過するブルーライン3000A形に代わる車両として、4000形を新たに導入しました。

また、両事業ともに、今後の市営交通を支える人材確保・育成や健康管理の充実を引き続き実施します。

公営企業として横浜の経済活動やまちづくりを支えるため、バス事業では、引き続きお客様のご利用状況に応じた路線の再編を進めることで、市営バスネットワーク全体を維持します。また、燃料電池(FC)バスを新たに2両導入するとともに、電気(EV)バスの実用化に向けた取組を推進するなど、脱炭素社会の実現に貢献します。

地下鉄事業では、グリーンラインの6両化を実施し、令和4年9月下旬から段階的に運行を開始します。これにより開発が進む沿線の更なる価値向上に貢献します。また、相鉄・東急直通線開業に伴い、ブルーライン新横浜駅に乗換えのための新たな改札口を整備します。このほか、高速鉄道3号線の延伸事業についても、引き続き行政手続などの進捗を図ります。

現在の中期経営計画は令和4年度を最終年度としております。「新しい日常」に適応し持続可能な経営を実現するために、外部の意見も聴きながら、中長期的な視点に基づいた新たな中期経営計画の策定に着手します。

こうした取組を通じて、これからも将来にわたって「市民のみなさまの足」であり続けるために、弛まぬ努力を続け、市民のみなさまに愛され、信頼される交通機関を目指します。

第1 令和4年度交通局運営方針

1 基本目標

安全で確実な輸送サービスを安定的に提供し市民の暮らしを支え続ける市営交通を目指します。

2 現状と課題

「新しい日常」の定着により、厳しい経営状況に直面している中でも、「市民のみなさまの足」と して交通サービスを安定的に提供し続けることが求められています。

- ・安全で確実な運行の維持(施設・設備の計画的な更新・補修、安全運行を支える人材確保・育成、職員の健康管理の充実等)
- ・確実な輸送サービスの提供(市営バスネットワーク全体の維持)

など

- ・経営改善に向けた取組(事業内容・実施時期の見直し、需要に応じた適正化等)
- ・「新しい日常」に適応した持続可能な経営の実現(次期中期経営計画の策定等)

3 重点取組

安全・確実な運行を最優先に、市民のみなさまに愛され、信頼される交通機関を目指し、輸送サービスを安定的に提供するための取組を着実に進めます。

お客様の安心と信頼を運ぶ

【施策の考え方】

「安全で確実な運行の維持」を事業運営の中心に据える。

- 【具体的な施策】 ・事故防止に向けた取組
- ・ブルーライン 4000 形の導入
- ・地下鉄のダイヤ改正
- ・職員の健康管理の充実 など

「住みたい」「住み続けたい」街、横浜を支える

【施策の考え方】

公営企業として横浜の経済活動やまちづくりを支える。

【具体的な施策】

- バスネットワーク維持に向けた取組
- ・脱炭素社会の実現に向けた取組
- ・ 高速鉄道3号線延伸事業の推進
- ・グリーンラインの6両化

お客様にご満足いただける交通機関となるために

【施策の考え方】

市営バス・地下鉄を選んでいただくために、便利で快適な 交通サービスの提供に努める。

【具体的な施策】

- キャッシュレス化の推進
- ・駅の快適性向上の取組
- ・ウェブを活用した運行情報の提供 など

次の 100 年につながる企業をつくる

【施策の考え方】

次の 100 年も市民の暮らしを支え続けるため、安定的な 経営を維持していく。

【具体的な施策】

- ・資産の有効活用等による収入の確保
- ・市営交通の経営に外部の意見を取り入れるための仕組みづくり など

安全重点施策(取組指標)

【バス事業】

- ・歩行者との接触事故 0件
- ・自転車との接触事故 0件
- ・車内事故(発車反動・ドア挟圧) 4件以下
- ・静止物との接触事故(車両・施設) 150件以下

【地下鉄事業】

- ・鉄道運転事故・重大インシデント 0件
- ・運行に係る工事事故 0件
- ・30分以上の本線支障(自然災害を除く) 3件以下
- ・3分以上の本線支障 職員起因 7件以下 車両故障 16件以下

電気故障 0件

4 行動目標 ~経営理念に基づき行動します~

責任職は、職員一人ひとりが経営理念に基づき行動し十分に能力を発揮できるようにマネジメントすることで、活力ある組織運営を行います。職員は、日々の業務の中において経営理念を意識し行動します。

1 <u>安全意識を高く</u> 持ち安全確保を最 <u>優先します</u>	2 <u>お客様の声を</u> <u>大切にします</u>	3 <u>いつも笑顔で挨</u> <u>拶を励行します</u>	4 <u>公正かつ誠実</u> <u>に行動します</u>	5 <u>常に課題を明ら</u> かにし、チャレン <u>ジします</u>	6 人材育成
・安全最優先 ・基本動作の徹底 ・職員の健康管理	・お客様に快適に ご利用いただけ る空間やサービ スの提供	・笑顔で挨拶・丁寧な言葉づかい・みだしなみ整斉	・ルールの順守・お客様や社会からの要請に対する誠実な対応	・働き方改革 ・業務改善 ・燃費の向上 ・徹底した効率化	・知識・技術の伝承 ・将来の交通事業 を担う職員の養 成

第2 事業概況

1 自動車事業

市営バスは、市民のみなさまに身近な交通機関として一日平均約30万人のお客様にご利用いただいています。10営業所で市営バスを運行していますが、そのうち2営業所(緑、磯子)の運行は、横浜交通開発(株)(交通局100%出資の株式会社)へ委託しています。

(1) 収支状況

	4年度予算	3年度予算	増 △ 減
乗車料収入	193 億 9, 850 万円	193億2,927万円	6,923万円
経 常 収 入	210 億 9, 473 万円	211 億 2, 155 万円	△ 2,682万円
経 常 支 出	214 億 3, 277 万円	223 億 1, 900 万円	△ 8億8,623万円
経常損益	△ 3億3,804万円	△ 11億9,745万円	8億5,941万円

⁽詳細は24ページの自動車事業会計予算総括表をご覧ください。)

(2) 事業規模

自動車事業	在籍車両	820 両	一日当たり運転キロ	78, 200 km
日割早事未	営業キロ	516. 3 km	一日当たり乗車人員	311, 200 人

(3) 職員数

4月現在の正規職員数は1,347人です。 このほか、再任用職員は149人、会計年度 任用職員は81人です。

(4) 乗車料収入

令和3年度のお客様のご利用は、コロナ禍前 と比較しておおむね20%減の水準で推移してい ます。

令和4年度においてもこの状況が継続し、ご 利用状況の大幅な回復又は緊急事態宣言発出等 による大幅な減少はないものと想定して、乗車 料収入予算(+0.4%)を見込んでいます。

<バス事業エリアイメージ図>



	4年度予算	3年度予算	増 △ 減	対前年度予算	
乗車料収入	193 億 9, 850 万円	193億2,927万円	6,923 万円	+ 0.4 %	

2 高速鉄道事業

市営地下鉄は、都市基盤を支える鉄道施設として、一日平均約53万人のお客様にご利用いただいています。あざみ野〜湘南台間のブルーラインと中山〜日吉間のグリーンラインの2路線を運行し、全駅(40駅)にホームドアを設置しています。

(1) 収支状況

	4年度予算	3年度予算	増 △ 減
乗車料収入	374 億 304 万円	342億1,126万円	31億9,178万円
経常収入	450 億 6, 794 万円	426億4,532万円	24億2,262万円
経 常 支 出	430 億 4, 937 万円	437億6,890万円	△ 7億1,953万円
経 常 損 益	20 億 1, 857 万円	△ 11億2,358万円	31 億 4, 215 万円

(詳細は25ページの高速鉄道事業会計予算総括表をご覧ください。)

(2) 事業規模

ブルーライン	在籍車両	37 編成 222 両	一日当たり運転キロ	85, 500 km
JN- J1 J	営業キロ	40. 4 km	一日当たり乗車人員	453, 300 人
£11 /.	在籍車両	17 編成 74 両	一日当たり運転キロ	18, 000 km
グリーンライン	営業キロ	13. 0 km	一日当たり乗車人員	121, 200 人

(3) 職員数

4月現在の正規職員数は996人です。 このほか、再任用職員は100人、会計年度任用 職員は15人です。

(4) 乗車料収入

令和3年度のお客様のご利用状況は、自動車 事業と同様にコロナ禍前と比較しておおむね 20%減の水準で推移しています。

令和4年度も一定のご利用減が継続し、コロナ禍前の水準までは回復しないものとして乗車料収入を見込んでいます。

<市営地下鉄路線図>



	4年度予算	3年度予算	増 △ 減	対前年度予算
ブルーライン	306 億 8, 348 万円	280億1,737万円	26 億 6, 611 万円	+ 9.5 %
グリーンライン	67億1,956万円	61 億 9, 389 万円	5億2,567万円	+ 8.5 %
合計	374 億 304 万円	342億1,126万円	31 億 9, 178 万円	+ 9.3 %

第3 経営改善に向けた取組

「市民のみなさまの足」として、今後も安全で確実な輸送サービスを安定的に提供し続けるため、経営改善に取り組みます。

ア バス事業 【4年度効果額合計:22億2,206万円】

(ア) 事業内容の見直し

【バス車両の更新周期の見直し】

効果額:17億 549 万円

更新周期を原則 17 年とし、4年度は一般車両の購入を見送ります。

【外部委託の直営化】

効果額: 2,201 万円

バスの添乗調査業務や乗務員に対する接遇研修について、3年度に引き続き直営で実施 するとともに、営業所やバス折り返し場の除草作業を外部委託から直営に変更します。

【制帽の廃止】 効果額:262 万円

職員に貸与している制帽を廃止しました。引き続き、身だしなみの整斉の向上に努め、 快適にご利用いただける市営交通を目指します。

(イ) 実施時期の見直し

【営業所改修工事】

効果額: 3 億 152 万円

10 営業所の改修工事を順次行い、4年度は港南営業所の施工、滝頭営業所及び磯子営業所の設計を実施予定でしたが、滝頭営業所の設計のみを実施します。

【バス停上屋・ベンチの整備】

効果額:1,194万円

4年度は、老朽化等により安全性に問題のあるものの修繕・更新のみ実施します。

(ウ) 収入の確保

【みなとぶらりチケット価値向上】

効果額: 3,684 万円

新規提携店・施設の開拓や特典内容の拡充など、チケットの魅力を向上させる取組を強化します。

【貸切バス事業の営業強化】

効果額: 2,606 万円

旅行事業者や地域団体等に対して PR を積極的に行い、お客様の新規獲得に向けた取組を強化します。

(エ) 需要に応じた適正化

【バス接近表示サービスの見直し】

ADSL 回線廃止・機器の老朽化に伴い、バス停の接近表示装置を停止する一方、スマート フォン等による接近表示サービスを推進し、お客様サービスの維持向上を図ります。

【バス定期券発売所の整理】

IC カードやモバイル PASMO 等デジタル化の普及により定期券発売所の販売件数は減少

【4年度効果額合計:42億3,112万円】 地下鉄事業

しているため、定期券発売窓口を13か所に縮小しました。

(ア) 事業内容の見直し

【笹下変電所機器更新工事の見直し】

夜間施工を想定していましたが、実証試験の結果、他の変電所で電力を賄うことにより、 工事対象変電所を一時的に停止可能なことが確認できたため、昼間施工中心に変えること により、工事費を削減します。

【清掃業務委託の見直し】

駅構内や車両の清掃について、エリアごとに清掃頻度を設定するなど、仕様を見直しコ ストを削減します。

【軌道モーターカー更新の見直し】

新規購入を予定していた高所作業用のモーターカーについて、既存の工事用モーターカ 一3台を高所作業に適した形に改修することで、コストを削減します。

【駅改札口設備の見直し】

相鉄・東急直通線開業に伴い設置する新横浜駅の新たな改札口について、既存の改札口 から改札機を一部移設することで新規設置台数を削減するとともに、汎用ディスプレイを 活用した案内表示機を設置することにより、コストを削減します。

【機器・設備等更新内容の精査】

駅や変電所などの機器・設備等について、安全性に影響のない範囲で全面更新の取りや めや更新対象の絞り込みを行うなど、更新内容を精査します。

(イ) 実施時期の見直し

【駅冷房付待合所設置工事】

3年度に引き続き、冷房付待合所の設置工事を見送ります。

【機器・設備等更新時期の見直し】

駅や変電所などの機器・設備等について、故障頻度や劣化状況等を考慮し安全性に影響 のない範囲で更新時期を見直します。

- 5 -

効果額:1億円

効果額:1,558 万円

効果額:5,368 万円

効果額: 4, 153 万円

効果額:1億1,263万円

効果額: 2,963 万円

効果額:18億1,595万円

効果額:5,260万円

効果額:19億2,932万円

(ウ) 収入の確保

【駅構内サイネージ拡充などによる広告料収入の確保】

地下鉄車内ビジョンの搭載面数の拡充や新横浜駅へのデジタルサイネージの新設などにより、広告の魅力や訴求力を向上させるとともに、桜木町駅や戸塚駅などのリニューアルした看板の販売促進を行い、増収を図ります。

【駅構内店舗の誘致などによる構内営業料の確保】

区画特性に合わせた魅力的で収益性の高い店舗等を誘致し、早期に活用することで増収

効果額: 3,143 万円

効果額: 7,623 万円

効果額: 2,230 万円

効果額:6,582万円

(エ) 需要に応じた適正化

を図ります。

【駅お客様サービスの適正化】

お客様のご利用状況を踏まえ、お客様サービスセンターの営業時間・運営体制やステーションアテンダントの配置を見直しました。

【ダイヤ改正】

お客様のご利用動向の変化や他社線のダイヤ改正状況等を踏まえ、ブルーライン・グリーンラインのダイヤ改正を実施します。(令和5年3月を予定)

【回数券制度の見直し】

朝ラッシュ時間帯の混雑緩和と日中時間帯のご利用を促進するため、昼間割引回数乗車券の平日の適用時間を拡大し、普通回数乗車券を廃止しました。

第4 目標達成に向けた施策

(1) お客様の安心と信頼を運ぶ

ア バス事業の取組

(ア) 事故防止に向けた取組

市営バスを安全・安心にご利用いただけるよう、乗務員の教育・研修を通じて、安全運転・事故防止の技 術向上を進めます。

【各種研修の実施】

経験の浅い乗務員の事故を防ぐため、採用後1年未満の乗務員に対し、自分のドライブレコーダー映像を指導員と共に視聴し振り返る「新人乗務員フォローアップ研修」を実施しています。4年度は「人身事故再発防止研修」においても、自分のドライブレコーダー映像を活用した研修を実施します。また、「事故未然防止研修」を各乗務員につき3年に1度行い、適性診断の結果に基づき乗務員それぞれの運転・心理特性に応じ、実車を用いた指導を行います。

【車内事故防止に向けた取組】

急発進等の回数を記録した運行データを活用し、個人の特性に応じた指導をすることで、やさしい 発進・停止を実現し、車内転倒等の事故防止に努めます。

また、着座確認や車内外の安全確認をして一呼吸おいてから発進する「3秒ルール」の徹底を通じて、事故の撲滅を目指します。

【添乗調査の実施】

営業所の責任職が全乗務員の営業中のバスに乗り、運転技術及び接遇意識をチェックする添乗調査を実施します。その結果をもとに、乗務員一人ひとりと向き合いながらフィードバックし、事故防止に向け特性に合わせた指導を行います。これにより、さらに高い意識を持ち、安全第一の運行を提供できるよう乗務員の意識の醸成を図ります。

《コラム①》 交通安全教室の開催

バスの安全な乗り方教室や死角体験教室を、学校や地域と 連携して実施することで、交通パートナーの皆様と共に事故 の削減に取り組みます。

コロナ禍において、実地での教室形式の実施が困難であることから、交通安全動画の YouTube や区役所のサイネージ等での配信にも積極的に取り組んでいます。また、小学校新1年生の全児童に交通安全リーフレットを配布することなどを通じて、市営バスへ関心を持っていただくとともに、事故防止や乗車マナー向上等、交通安全啓発を推進します。



<交通安全教室の様子>

動画掲載ページはこちらから一



(イ) バス車両の安全性向上の取組

車検整備については、滝頭車両整備工場の設備を使用することで、新たにリムジン型車両10両を含めた490両を直営で行います。また、作業時間の割り振りなど整備体制を見直すことや効率を高められる工具を導入することにより、整備時間の短縮や作業の安全性を確保します。さらに、車両の使用期間の長期化に伴い、空気圧縮装置の故障が増加傾向にあるため、原因となる故障のメカニズムについて全整備員を対象とした研修を行います。



<ライニング張替え作業>

(ウ) バス停留所乗降環境の改善

998 万円

バス停上屋・ベンチについては、老朽化等により安全性に問題があるものを修繕・更新します。

また、強風によるバス停標柱の転倒防止対策を講じるとともに、降車位置にある横断防止柵や植栽の撤去など、バス停留所乗降環境の改善を引き続き進めます。

国土交通省の調査で判明した安全性確保のための対策が必要な停留所については、引き続きバス停移設等の安全対策に取り組みます。

<4年度実施内容>

・バス停上屋の更新
 ・ベンチの更新
 ・強風によるバス停転倒防止対策
 ・バス停乗降環境の改善
 1カ所
 4カ所

(エ) バスターミナル上屋の改修

2,966万円

元年度から実施している横浜駅西口第1バスターミナルの上屋改修工事は、4年度に完了する予定です。 また、磯子駅前バスターミナルの上屋は、錆や塗装剥離等の経年劣化が進行しているため、鉄骨柱、梁や ブレースの塗替え等を実施し、バス待ち環境の改善に取り組みます。



<横浜駅西口第1バスターミナル>



<磯子駅前バスターミナル>

イ 地下鉄事業の取組

(ア) ブルーライン 4000 形の導入

63 億 1,486 万円

3000 A形(全8編成)は、導入から約29年が経過し、車体や主要電気品が劣化傾向にあります。このため、3000 A形の代替車両として、4000 形を4年度に5編成、5年度に3編成、計8編成を順次導入予定です。安全性を最優先に、バリアフリーの向上、省エネ効果及び利用者の利便性の向上を図ります。





<4000 形>

<左:3000A形 右:4000形>

(イ) 地下鉄施設・設備の計画的更新・補修

85 億 4, 467 万円

地下鉄の施設・設備を計画的に更新し、地下鉄の安全・安定的な運行を維持します。

【シールドトンネル・塩害区間構築補修】

18億7,816万円

三ツ沢下町~吉野町間は地下水に高い濃度の塩分が含まれる塩害区間であり、構造物の鉄筋や鋼材が腐食するなど劣化が見られることから、施設の長寿命化を目的とした構築補修工事を実施しています。

4年度の主な工事として、大江橋換気塔立坑(桜木町〜関内間)及び宮元町シールドトンネル(吉野町〜蒔田間)の構築補修工事を進めます。



<関内駅構築補修>



<シールドトンネルの補修>

塩害区間では、軌道のレールやマクラギ内の鉄筋 が腐食・劣化しやすい環境にあります。このため、 この区間に塩害に強いマクラギを設置するなどの軌 道改良工事を継続して実施します。

また、関内〜伊勢佐木長者町間は急曲線であり、 レール・締結装置等への負担が大きく、保守の頻度 も高くなっています。締結装置等の改良により軌道 の強靱化を図るとともに、列車速度を低下させ、運 行の安全性向上に取り組みます。



<軌道改良工事>

<4年度実施区間>

横浜~三ツ沢下町間の上り線(320m)

【信号保安装置の更新等】

23 億 8,286 万円

信号保安装置は、運用開始から25~30年を目途に機器の更新を行い、安全性を確保しています。上 永谷車両基地及び北新横浜~仲町台間に設置されたポイントを転換するための電気転てつ機、車両に 停止・進行を指示する入換信号機、それらを制御する連動装置、列車に運転速度や停止信号を指示す るATC装置などの更新を行います。また、2年度より実施している踊場駅引込線の過走防止制御装置 (ORS)の設置は、4年度に完了する予定です。



<連動制御盤>



<入換信号機>

(ウ) 地下鉄のダイヤ改正

2,770万円

お客様のご利用動向の変化や他社線のダイヤ改正状況等を踏まえ、ブルーライン・グリーンラインのダイヤ改正を実施します。(令和5年3月を予定)

ウ 両事業共通の取組

(ア) 新型コロナウイルスなどの感染症対策

1,528万円

お客様に安心して市営バス・地下鉄をご利用いただくため、引き続き職員のマスク着用やうがい手洗いの 励行、消毒の徹底などに取り組むとともに、車内や施設の定期的な消毒や換気、お客様への啓発など、感染 拡大防止対策を徹底します。





<バス車内ポスター>

<券売機の消毒>

(イ) 職員の健康管理の充実

1億 639 万円

適切な情報提供及び継続的な啓発により、新型コロナウイルスをはじめとする職員の感染症予防対策に引き続き取り組むとともに、産業医や保健師による定期的な職場巡視等を行い、健康に関する相談への対応を 実施していきます。

また、健康起因の事故を防止するために、睡眠時無呼吸症候群(SAS)のスクリーニング検査を通して、ハイリスク者の早期把握に努め、治療対象者に対しては、その効果を定期的に把握するとともに、その効果が十分ではない者に対しては、健康管理者または産業医による管理・指導を徹底します。

(ウ) 安全研修の充実

2,000万円

市営バス・地下鉄の安全運行を担う人材を育成する安全教育をさらに充実させるため、交通局の重大事故やその関係者の証言等をもとにした研修教材を新たに作成します。

交通局では、職員一人ひとりが安全について主体的に考え、行動変容を促し、安全を改めて見つめなおす場として継続的に「安全研修」を実施することとしており、研修教材を活用し、将来にわたり事故の重みや悲惨さを感じてもらうことで、事故を風化させることなく安全第一の組織風土の醸成につなげていきます。

(2) お客様にご満足いただける交通機関となるために

ア バス事業の取組

(ア) バス乗務員の接遇向上

3年度より乗務員を接遇講師として養成し、新採用乗務員や配属3年目の乗務員に対し接遇研修を実施しています。4年度はこの取組を拡大し、新たな講師の育成を行います。

また、お客様に寄り添う接遇を実践することで、お客様の行動にもゆとりを持っていただき、安全・確実・ 快適な交通サービスの提供及び事故防止を図ります。





<新採用乗務員接遇研修の様子>

≪コラム②≫ <u>プラチナ・ゴールドマスタードライバー誕生に向けて</u>

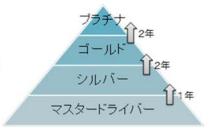
接遇・運転技術ともに優れたバス乗務員を「マスタードライバー」として認定しています。マスタードライバーの経験年数等に応じて、3年度時点でシルバーマスタードライバーまでを任命しています。

さらに上位のプラチナ・ゴールドマスタードライバーとなると、 他の乗務員の指導者としての役割を担うこととなります。

このようにキャリアパスを設定することで、モチベーションの向上と、さらなる接遇及び運転技術の水準の向上を図ります。

【4年度マスタードライバー数】

261名(全乗務員の約20%)

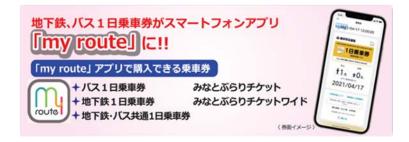


(イ) キャッシュレス化の推進

お手持ちのスマートフォンで、いつでもどこでも定期券の購入やチャージができる「モバイル PASMO」サービスの利便性や機能性を PR し、引き続き利用拡大を図ります。

また、スマートフォンアプリ「my route」では、デジタルチケット購入促進のため、利用者にとってより使いやすい機能を追加するなど、デジタル化に対応した利便性の向上を進めます。具体的には、横浜のベイエリアを回遊しながら飲食店等を利用できる、まちを楽しむデジタルチケットの導入を進めます。





<モバイルPASMO(イメージ)>

<スマートフォンアプリ「my route」>

「Visa のタッチ決済」は、109 系統の完全キャッシュレスバスの運行をはじめとして、観光スポットへのアクセスに便利な4路線(BAYSIDE BLUE、あかいくつ、ピアライン、ぶらり三溪園 BUS) についても実証実験を継続し、運賃収受のキャッシュレス化を推進することで、お客様の利便性向上と今後の経営効率化につなげていきます。



<Visa のタッチ決済>

≪コラム③≫ バス定期券発売所の整理

IC カード定期券の普及等で、地下鉄駅券売機でのバス定期券の販売件数が増加傾向にあります。また、モバイル PASMO では、お手持ちのスマートフォンで、いつでもどこでも定期券の購入やチャージが可能となっています。

こうした乗車券等のデジタル化により定期券発売所での販売件数は減少しているため、令和4年度から 定期券発売窓口を13か所に縮小しました。

引き続き、お客様の利便性の維持向上を図りつつ、経営効率化に取り組みます。

令和4年度定期券発売体制(13か所)									
定期券発売所	3か所	横浜駅東口・鶴見駅東口・中山駅北口							
お客様サービスセンター	4か所	横浜駅・上大岡駅・新横浜駅・センター南駅							
バス営業所	6か所	保土ケ谷・若葉台・滝頭・本牧・緑・磯子							

イ 地下鉄事業の取組

(ア) 駅の快適性向上の取組

29 億 5, 636 万円

お客様に気持ちよく地下鉄をご利用いただくため、快適な駅空間の提供に努めます。

【駅の大規模改良工事】

26 億 628 万円

ブルーラインでは開業から50年近く経過し、施設や設備の老朽化が進んでいます。そのため、それらを更新するとともに駅のコンコース・ホーム・トイレなどのリニューアルを計画的に行い、駅の安全性と快適性を向上させます。あわせて、女性職員用施設も整備します。

4年度は、新横浜駅と上大岡駅で引き続き工事を行います。新横浜駅では、相鉄・東急直通線との接続に伴う新しい改札口の整備を行い、上大岡駅では、京急連絡改札口側に地上からホームまでのエレベーターを増設する工事を進めます。





<上大岡駅エレベーター上屋(イメージ)>

<新横浜駅新改札口(イメージ)>

	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
新横浜					
上大岡				新記	★ EV 供用開始

【駅トイレの快適性向上の取組】

1億 127 万円

日常的な清掃だけでは防ぎきれない臭いや汚れを取り除くためのトイレ特別清掃を地下鉄 40 駅で引き続き実施することで、清潔・快適にご利用いただけるトイレ環境を提供します。

また、3年度に引き続き伊勢佐木長者町駅でトイレのリニューアル工事を行います。

【駅エレベーター・エスカレーターの更新】

2億4,881万円

お客様に、より安全で安心な設備をご利用いただくため、エレベーターやエスカレーターの更新を 順次行います。更新にあたっては、バリアフリー対応機能の付加や省エネルギー化も図ります。

<4年度更新予定>

エレベーター : 湘南台駅 (1基) エスカレーター: 下永谷駅 (2基)

≪コラム④≫ ホーム段差・隙間縮小

現在、ブルーラインはプラットホームと車両床面との間に段差・隙間があり、車椅子等利用のお客様が乗り降りされる際は、駅職員の介助が必要となっています。

元年10月に国土交通省がバリアフリー整備ガイドラインを改訂し、段差・隙間の目安値が示されました。そのため、各事業者が段差・隙間縮小に向けた取組を進めており、当局では3年度に新横浜駅(4扉分)で段差・隙間を縮小しました。





<新横浜駅 段差・隙間縮小施工箇所>

ウ 両事業共通の取組

(ア) ウェブを活用した運行情報の提供

市営バスは、バスの車両位置情報やリアルタイム混雑情報を交通局ウェブサイトで表示しているほか、オープンデータとして公開することにより、様々な乗換案内サービスで運行情報をお知らせできるように取り組んでいます。

市営地下鉄においても、4年4月より列車の走行位置情報を交通局ウェブサイトで表示するとともに、オープンデータとして公開できるように準備を進めます。



<市営バス運行情報ページ>



<市営地下鉄列車走行位置表示ページ>

ア バス事業の取組

(ア) バスネットワーク維持に向けた取組

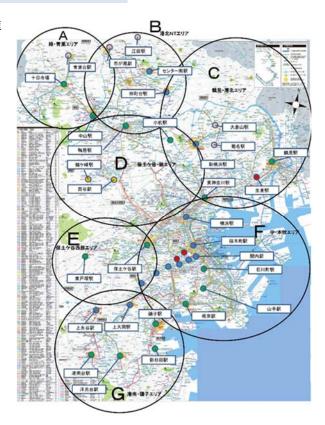
最寄り駅までの交通手段としての位置づけを明確にし、バス路線の短絡化や行先・経路の変更など、 2年度より市内のエリアごとに路線の見直しを行っています。

2年度から3年度にかけて、中・本牧エリア(F エリア)や保土ケ谷・緑エリア(Dエリア)は大規 模な路線再編を実施してきました。

4年度は、4月に鶴見・港北エリア (Cエリア) の見直しと桜木町バスターミナル改修工事や星川駅 バスターミナル新設に併せた路線再編を実施したほか、港北ニュータウンエリア (Bエリア) を中心とした路線再編を実施する予定です。

また、これまで実施した再編について、引き続き 実施後の利用状況を検証しながら、必要に応じて修 正し、利便性を確保します。

中長期的にお客様の減少は避けられず、かつ高齢 化が進む中では、既存のバスによるネットワークを 維持するだけでなく、ラストワンマイルを担う地域 交通の確保に向けて取り組みます。



≪コラム⑤≫ 地域交通の確保

需要が小規模で運行の継続が厳しい既存バス路線において、車両の小型化による経費削減、地域のニーズに合わせた細やかなルート設定による利用者増加など、周辺路線の再編と併せて、持続可能な交通ネットワークの維持を目指します。





(イ) 脱炭素社会の実現に向けた取組

環境性能に優れた燃料電池バスの導入や電気バス実用化に向けた検討を進め、公営企業として脱炭素社会の実現に貢献します。

【燃料電池(FC)バス】

燃料電池バスは、高圧水素ガスと大気中の酸素を化学反応させ、発生した電気(燃料電池)でモーターを駆動させることで走行します。そのため、騒音や振動が少ない快適な乗り心地を実現するとともに、走行中に CO2や環境負荷物質を排出しません。

4年度は新たに2両を増車し、3両体制とします。



<燃料電池バス>

【電気 (EV) バス】

熊本大学等と共同で実施した「大都市圏における電気バスの実用化に向けた実証実験」は、元年度より実施し2年度に終了しましたが、引き続き実用化に向けた検討を進めます。



<電気バス レトロフィット型 (使用中のバスを改造) >



<一般車両>

(ア) 高速鉄道3号線延伸事業の推進

1億7,575万円

(うち建設費1億225万円)

高速鉄道3号線の延伸(あざみ野〜新百合ヶ丘間)については、2年1月に概略ルート・駅位置を選定し、 横浜・川崎両市で合意しました。その後、横浜市の条例に基づく環境影響評価手続に着手し、2年9月に計 画段階配慮書の手続が完了しました。

4年度は、関係機関との協議・調整、行政手続を引き続き進めるとともに、これに必要な調査・設計の深度化を図り、早期の事業着手を目指します。

<事業概要(平成31年1月発表)>

整備区間	あざみ野〜新百合ヶ丘
整備延長	約6.5km
概算事業費	約1,720億円
ルート・駅位置	新駅4駅(既設あざみ野駅を除く)
事業主体	横浜市交通局(第一種鉄道事業者)
事業スキーム	地下高速鉄道整備事業費補助(想定)
開業目標	令和12年開業目標(交通政策審議会答申の目標年次)

<整備効果>

- (1) 広域的な鉄道ネットワークの形成
 - ・横浜と川崎市北部、多摩地域を結ぶ、新たな都市軸の形成
 - ・災害等による輸送障害発生時の代替経路の確保
- (2) 新幹線アクセス機能の強化
 - ・横浜市北西部のみならず、川崎市北部・多摩地区など広い範囲から新横浜駅へのアクセス機能の強化
- (3) 移動時間の短縮(例)
 - ・拠点間アクセスの強化 (新百合ヶ丘〜あざみ野) 約30分→約10分 約20分短縮 (乗換なし)
 - ・新幹線アクセスの強化(新百合ヶ丘〜新横浜)約35分→約27分約8分短縮(乗換なし)
- (4) 沿線地域の活性化
 - ・新駅周辺まちづくりの活性化
 - ・ターミナル駅の交通結節機能強化、 沿線地域の公共交通ネットワークの強化



<ルート選定について>

川崎市側のルートについては地域交通やまちづくりの視点から評価を行うとともに、市民の皆様からの御意見等を踏まえ、総合的に判断した結果、ヨネッティー王禅寺付近を通るルートに決定しました。

(イ) グリーンラインの6両化

グリーンライン沿線地域に住みたい・住み続けたいと思っていただけるよう、引き続き6両化事業を実施します。6両編成車両は9月下旬から営業線に段階的に導入し、6年度までに保有車両全17編成中10編成を6両編成化する予定です。

<グリーンライン6両化スケジュール>

年度	元年度	2年度	į.	3年度	4年度	5年度	6年度
車両増備	発注	車両設調	計	車両製造	3編成	3編成	4編成
駅改良	設計(実施、詳細)				-	-	
検修庫増築			工事		残工事	_	_
電気・軌道工事	大肥、i	、詳細)				-	-

<工事の進捗状況>





<検修庫増築部>

<駅ホーム延長部>

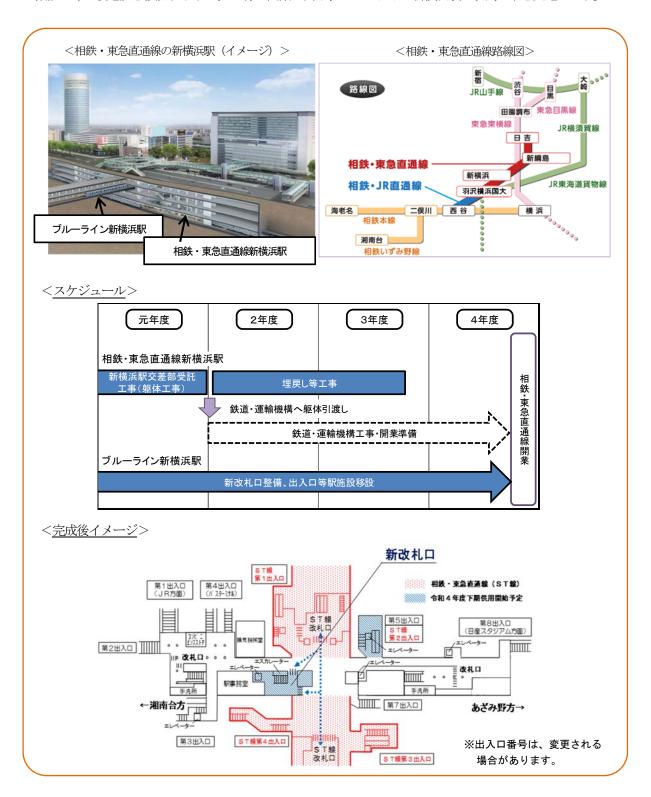


<6両編成(中間増備車両連結後)>

(ウ) 相鉄・東急直通線との接続に伴う工事の推進

鉄道・運輸機構が整備を進めている相鉄・東急直通線(ST線)事業において、新たに建設される新横浜駅がブルーライン新横浜駅と交差・接続するため、交通局が新駅工事の一部を受託して平成25年度から工事を進めています。元年度に新駅の躯体を鉄道・運輸機構に引き渡し、現在は鉄道・運輸機構により軌道や電気設備などの工事が進められています。

また、ST 線事業にあわせ、ブルーラインと ST 線の乗換えをスムーズに行うことができるように、新しい改札口をブルーライン新横浜駅中央部に整備(駅の大規模改良工事 (P14))するとともに、出入口、換気機械室等の駅施設を移設するなど、ST 線の開業に向け、ブルーライン新横浜駅の改良工事を実施します。



(ア) 貸切バス事業の推進

路線バス事業を補完する収入の柱として、貸切バス事業を引き続き推進します。安定したご利用がある企業従業員の送迎バスとしての活用をはじめ、地域団体や旅行事業者、客船シャトルバスなどの需要に応えていきます。さらに、本市施策と連携した輸送ニーズに的確に応え、その一翼を担います。

また、福島県いわき市の大型集客施設「スパリゾートハワイアンズ」への送迎に加えて、地元横浜のプロスポーツチーム等との連携を強化するなど、増車したリムジン型車両を活用したより遠方への運行を実施します。



<リムジン型車両>

<貸切バス車両>

<貸切バス車両>

(イ) 観光事業の推進

600 万円

連節バス「BAYSIDE BLUE」や、観光スポット周遊バス「あかいくつ」の沿線の施設との連携を進めるとともに、大型イベントと連携した利用促進を進め、観光への期待が高まる横浜ベイエリアの賑わいの創出に貢献します。

また、「みなとぶらりチケット」の特典が受けられる施設・店舗を拡充するとともに、宿泊プランへの組み込みなど宿泊施設等と連携した販売促進を進めます。



さらに、地元の農園・果樹園での収穫体験など、地元の魅力を再発見するツアーを実施することにより、 市内経済の活性化につなげます。

(ウ) 資産の有効活用等による収入の確保

資産活用事業では、センター南駅3階にファストフード店を開店したほか、センター北駅や新羽駅等の構 内未利用区画の活用をすすめ、商業空間としての魅力を高めるとともに、駅改良工事により整備した新横浜 駅の区画についても活用を進め利便性の向上を図り、収入の確保に取り組みます。

【資産活用事業全体収入額 17億9,735万円】

広告事業では、車内ビジョンの搭載面数の拡充や新横浜駅へのデジタルサイネージの新設などを行い、 広告の魅力や訴求力向上に取り組みます。また、桜木町駅や戸塚駅などのリニューアルした看板の販売促 進を図るとともに、広告主のニーズを踏まえた営業活動の強化により、広告料収入確保を目指します。



<センター南駅3階構内区画外観>

【広告事業全体収入額 7億2,754万円】



<デジタルサイネージ設置イメージ>

(エ) 優秀な人材を確保するための取組

【バス乗務員・整備員】

全国的にバス乗務員不足が課題となっている中で、 確実に人材を確保するため、引き続き大型二種免許 未保有者を対象とした採用選考に重点を置き、採用 後に当局の費用負担により免許取得する選考と、自 費で免許を取得し採用された場合に免許取得費用を 助成する選考をあわせて実施します。

整備員の採用については、専門学校及び工業高校 との連携により、これまでの採用実績が少ない新卒 採用者をターゲットとした訪問型の学校説明会を積 極的に実施します。また、受験資格を三級自動車整 備士に拡大することで、安定した整備士の確保を目 指します。



<訪問型学校説明会>

【地下鉄運輸・保守技術員】

鉄道関係の学科を設置する高等学校や短期大学及び専門学校との連携を一層強化するとともに、採用予定者に対し、採用予定者セミナーや懇談会、ウェルカムツアー等の採用前プログラムを実施していきます。交通局の魅力や具体的な待遇及び業務内容について理解を深めてもらうことにより、確実な人材確保につなげます。



<採用予定者セミナー>

【両事業共通】

合同型企業就職説明会へ積極的に参加するとともに、局独自の就職説明会を実施するほか、求人サイトやサイネージ広告、ポスター、リーフレットなど様々な媒体を使って広報します。

また、個別説明会や学校訪問説明会では、引き続きウェブアンケートによる参加者のニーズや関心をヒアリングすることで、より質の高い説明会開催につなげます。

(オ) デジタル化による効率的で柔軟な業務体制の実現

研修教材や帳票等のペーパーレス化に加えて、ビデオ通話を利用したリモート研修やテレワークの積極的な活用など、デジタル化により移動を伴わなくても業務活動を成り立たせるための取組を拡大し、業務の効率化及びワークライフバランスの推進を図ります。

(カ) 市営交通の経営に外部の意見を取り入れるための仕組みづくり

現在の中期経営計画は4年度を最終年度としているため、新たな中期経営計画の策定に着手します。策定にあたっては、コロナ禍によって急速に変化した社会に適応し、中長期的な視点に基づいた持続可能な経営を実現するため、外部の意見を聴く仕組みの導入を検討します。

≪コラム⑥≫ 地下鉄開業50周年

軟弱地盤による難工事など様々な課題を克服し、昭和47年に伊勢佐木長者町~上大岡間(6駅)で開業した市営地下鉄は、多くの市民の皆様にご利用いただき、おかげさまで令和4年12月16日に開業50周年を迎えます。この間、六大事業として整備されたブルーラインは、横浜の骨格を担う交通機関として順次延伸を重ね、平成11年には現在のあざみ野~湘南台間(32駅)の路線に成長しました。また、平成20年には中山~日吉間(10駅)を結ぶグリーンラインが開業し、沿線開発の進展とともに順調に成長し続けています。これからも、街と街を結ぶ市民のみなさまの足として、安全・確実・快適な交通サービスを提供し続けます。



<車両の搬入(開業時)>

<横浜~上永谷間開通記念式典>



<グリーンライン1番列車出発>



<ブルーライン現役車両>



<センター南・北駅周辺の変遷(左:平成4年 右:平成28年>

資料 1 令和 4 年度予算総括表

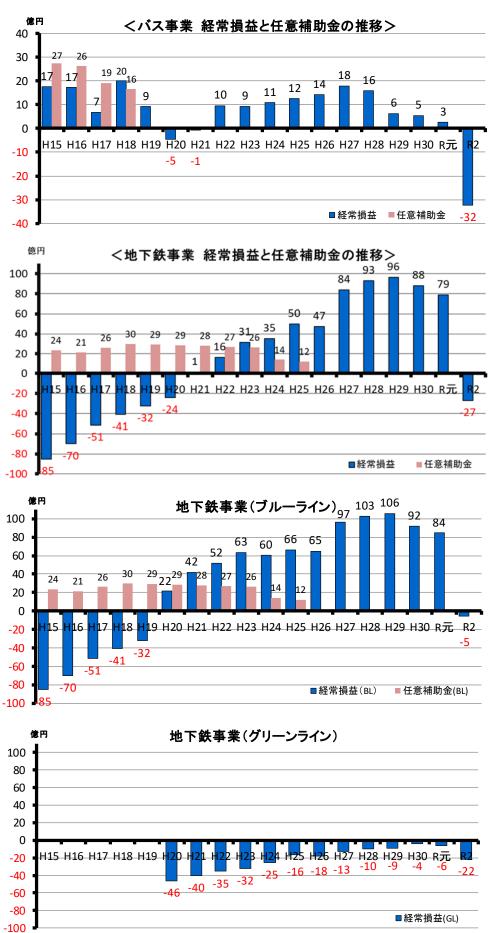
自動車事業会計

77)7		美会計				(単位:千円)
	区 分		令和4年度 予算	令和3年度 予算	増 Δ 減	令和4年度予算の主な内容
			Α	В	A-B	
						〇業務の予定量
		乗 車 料 収 入	19,398,500	19,329,272	69,228	1 在籍車両数 820両
		(うち特別乗車証)	(5,795,077)	(5,723,553)	(71,524)	2 運転キロ数(一日当たり) 78,200km
	営業	広告料収入	178,408	169,441	8,967	3 輸送人員(一日当たり) 311,200人
	収	その他収入	352,618	394,762	△ 42.144	
		(うち運行繰入金)	(306,893)	(362,000)	(△ 55,107)	
		計	19,929,526	19,893,475	36,051	会計年度任用職員 326,719
		人 件 費	13,689,535	14,162,940	△ 473,405	退職給付費 684,555
	営	経費等	5,544,563	5,326,524	218,039	▼ (車両修繕費 799,699
	業費	(うち子会社委託料)	(2,126,069)	(2,157,364)	(∆31,295)	動力費 1,013,528
	用	減価償却費等	1,305,201	1,919,321	△ 614,120	その他 3,731,336
益		計	20,539,299	21,408,785	△ 869,486	
的	営	業 損 益	△ 609,773	△ 1,515,310	905,537	
収	戼	一般会計補助金	686,939	696,143	△ 9,204	● 児童手当補助金 73,248
入	営業外	長期前受金戻入	145,284	188,095	△ 42,811	地共済追加費用負担補助金 185,949
及	火収益	その他収入	332,989	343,841	△ 10,852	基礎年金公的負担補助金 404,775
び		計	1,165,212	1,228,079	△ 62,867	燃料電池バス導入補助金 22,967
支	飐	支 払 利 息 等	7,374	10,220	△ 2,846	
出	業外	その他支出	10,000	10,000	0	
	費用	消費税納付額	856,100	870,000	△ 13,900	
	,.,	計	873,474	890,220	△ 16,746	
1	営	業 外 差 引	291,738	337,859	△ 46,121	
]	予	備費	20,000	20,000	0	
1	経	常 収 入	21,094,738	21,121,554	△ 26,816	
i	経	常 支 出	21,432,773	22,319,005	△ 886,232	
ź	経	常 損 益	△ 338,035	△ 1,197,451	859,416	
1	特	別 利 益	_	_	_	
1	特	別 損 失	40,072	_	40,072	→ 定年前早期退職特別割増制度 40,072
į	純	損 益	△ 378,107	△ 1,197,451	819,344	による退職手当の特別割増
		企 業 債	682,000	637,000	45,000	
	収	国庫補助金	0	15,230	△ 15,230	
資		県 補助金	10,765	10,770	△ 5	運輸事業振興助成交付金 10,765
旳	入	一般会計補助金	0	10,626	△ 10,626	
収入		その他収入	7,273	9,318	△ 2,045	
及 び-		計	700,038	682,944	17,094	
支出	支	建設改良費	731,853	768,494	△ 36,641	
	出	企業債償還金	550,400	423,000	127,400	
	_	計	1,282,253	1,191,494	90,759	
		引 残(△)不 足 額	△ 582,215	△ 508,550	△ 73,665	
補填	財派	泉等				
	損者	益勘定留保資金等	582,215	508,550	73,665	

高速鉄道事業会計

(単位:千円)						
	区 分	令和4年度 予算	令和3年度 予算	増 △ 減	令和4年度予算の主	な内容
		Α	В	A-B	○業務の予定量	
	乗車料収入	37,403,036	34,211,263	3,191,773	1. 車両数	54編成 296両
営業	. (うち特別乗車証)	(2,085,762)	(2,070,407)	(15,355)	2. 運転キロ数(一日当たり)	103, 500km
収益		549,135	499,169	49,966	3. 輸送人員(一日当たり)	551, 800人
	その他収入	696,493	621,707	74,786	正規職員	7,959,342
	計	38,648,664	35,332,139	3,316,525	会計年度任用職員	54,494
営	人件费	8,383,214	8,277,402	105,812	退職給付費	369,378
業	経 費 等	10,851,880	10,974,617	△ 122,737	修繕費	4,676,756
収 用		19,111,072	18,570,141	540,931	動力費	1,526,29
益	計	38,346,166	37,822,160	524,006	その他	4,648,833
的営	業損益	302,498	△ 2,490,021	2,792,519	特例債償還元金補助金	338,000
収出	一般会計補助金	983,950	1,195,223	△ 211,273	特例债利子補助金	2,444
業	[受託工事収益	140,936	752,023	△ 611,087	特別分企業債利子補助金	299,437
入り収	長期前受金戻人	4,294,582	4,308,706	△ 14,124	特別減収対策企業債利子補助金	12,287
及	その他収入	999,812	1,057,234	△ 57,422	基礎年金公的負担補助金	292,290
ر ا	計	6,419,280	7,313,186	△ 893,906	児童手当補助金	39,492
工 当	支 払 利 息 等	3,912,268	4,444,721	△ 532,453	建設改良費充当企業債利息	2,854,118
支営業	┊ 受託工事費	140,936	752,023	△ 611,087	資本費平準化債利息	162,609
出骨費	その他支出	20,000	20,000	0	資本費負担緩和債利息	769,502
用	消費税納付額	600,000	700,000	Δ 100,000	特例債利息	37,164
-	計	4,673,204	5,916,744	Δ 1,243,540	特別減収対策企業債利息	24,573
営	業外差引	1,746,076	1,396,442	349,634	企業債取扱諸費等	64,302
予	備費	30,000	30,000	0		
経	常 収 入	45,067,944	42,645,325	2,422,619		
経	常 支 出	43,049,370	43,768,904	△ 719,534		
経	常 損 益	2,018,574	△ 1,123,579	3,142,153		
特		_	_		建設改良費充当企業債	18,168,000
特		_	_	_	資本費平準化債	(
純		2,018,574	△ 1,123,579	3,142,153	/ 特例債 /	471,000
	企業債	21,655,000	18,687,000	2,968,000	借換債	3,016,000
資収		51,000	16,000	35,000	◆ 地下高速鉄道整備事業費補助金	51,000
本	一般会計出資金	4,567,000	3,040,000	1,527,000	● 建設改良費に係る出資金	4,567,000
的人		1,261,949	1,200,388	61,561	[*]	1,205,282
収 入	その他収入	690,730	964,095	△ 273,365	耐震補強等に関する補助金	56,66
及	建造型。	28,225,679	23,907,483	4,318,196		
び	設 選 設 賞	102,247	0	102,247		
支	费	23,552,161	19,517,266	4,034,895		
出	1,1,	23,654,408	19,517,266	4,137,142	建設改良費充当企業債	14,406,85
出		26,793,567	25,861,824	931,743		338,000
差引	計 残(△) 不足額	50,447,975 \triangle 22,222,296	45,379,090 △ 21,471,607	5,068,885 \$\triangle 750,689\$	資本費負担緩和債 資本費平準化債	6,848,710 5,200,000
補填財源等						
	益勘定留保資金等	22,221,382	21,471,124	750,258	▲ ∫ 当年度分損益勘定留保資金等	16,613,382
- 1	時借入金(資金不足額)	914	483	431	特別減収対策企業債	5,608,000

資料2 経常損益と任意補助金の推移



資料3 安全重点施策に係る事故件数の推移

【バス事業】

取組項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
歩行者との接触事故	3件	6件	2件
自転車との接触事故	1件	2件	O件
車内事故 (発車反動・ドア挟圧)	15件	12件	10件
静止物との接触事故 (車内・施設)	208件	192件	159件

【地下鉄事業】

取組項目		令和元年度	令和2年度	令和3年度
鉄道運転事故・ 重大インシデント		2件	O件	0件
運行に係る	運行に係る工事事故		O件	O件
30分以上の本線支障		2件	4件	1件
	職員起因	12件	8件	9件
3分以上の 本線支障	車両故障	26件	22件	18件
	電気故障	O件	1件	3件

